

村のようす

(50年11月1日現在)

世帯数 1,427戸 (- 1)
 人口 7,196人 (+ 4)
 男 3,519人 (+ 4)
 女 3,677人 (+ 0)
 面積 46.62km²

広報 たまかわ

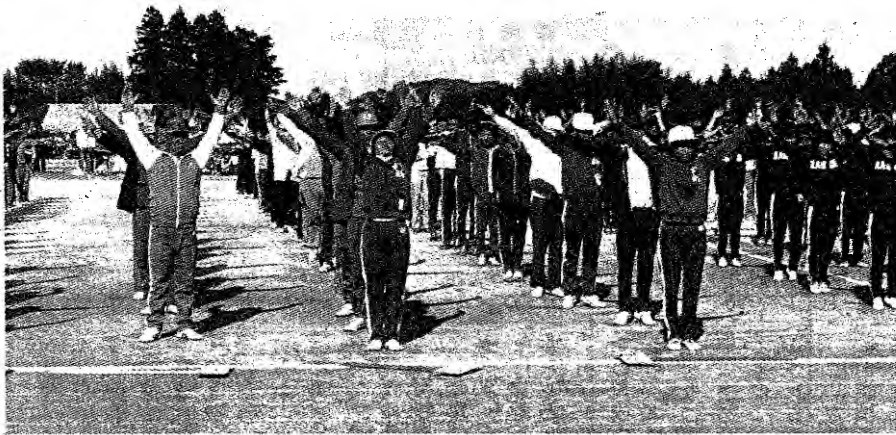
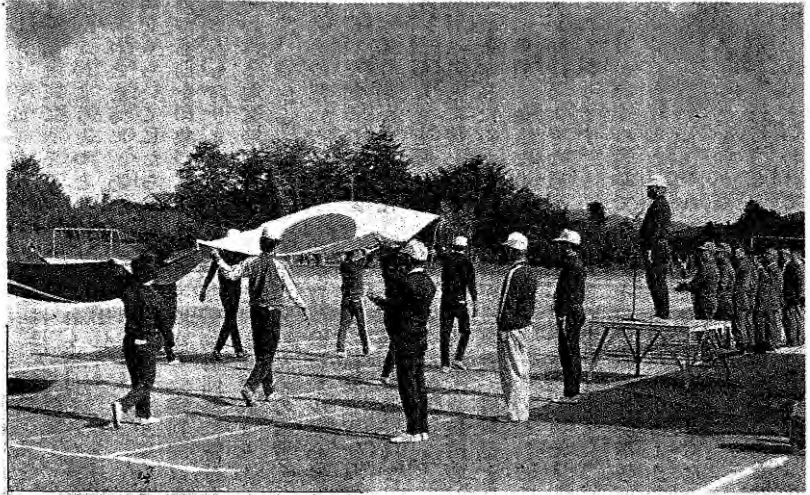
編集・発行

福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町8-6
(株) 円谷印刷

第15回 村民体育祭



恒例の村民体育祭は、秋晴れに恵まれた体育の日の十月十日に開催されました。体育祭は、年に一度村民が一堂に会して行なわれるものとあって、家族総出で秋の一日を楽しみました。特に親子三代リレーには、これまで最高の二十数組が出場するなど盛り上りを見せ、競技に参加した人の数も延べ千人をこえました。

なお、総合成績は次のとおりです。

優勝 南須釜
 準優勝 北須釜
 三位 山小屋



公職選挙法が改正

贈ってはいけません
求めてはいけません
受け取っては
いけません



これだけは

知っておきたい

選挙というお金がかかりすぎるといわれます。金権選挙とかポスターのはんらん、紙公害など選挙そのものには関係のないような言葉が、一般に定着してしまいました。

この四月の統一地方選挙でも、ルールを守らない腐敗行為がみられ、きれいな選挙の実現を願う皆さんのきびしい批判が投げかけられたところです。

さて、このたび、公職選挙法が改められ、公正で金のかからない選挙をめざして、選挙運動や政治活動に関する規制が強められることになりました。

新しいルールのうち、有権者として、これだけは知っておきたいことを、皆さんとともに考えてみましょう。

◆寄付の禁止

政治家は、日頃から自分の主義主張を訴えてできるだけ多くの同志を得ようとつとめますが、これとともに、あらゆる方法をもちいて私たちの頭に自分の名前を印象づけたいと考える人もおられます。よくいわれる地盤培養行為がこれです。青年団、婦人会、町内会その他いろいろの会合に金や酒を贈ることもあります。冠婚葬祭があると花輪や香典、祝儀などを届けたります。これらに使われるふだんの経費は私たちが想像する以上に多額の金となり、選挙に金がかかる大きな原因ともいわれております。

また、これが将来の選挙で投票に結びつくとすると、選挙本来の意義が忘れさられて、義理、人情の悪い面が露骨となり、選挙を腐敗させる大きな要因であるといわれています。

今度の改正では、このような悪い習慣をただすために、寄付の制限が大幅に強められました。現職や立候補者、予定者がする寄付は、選挙区内の者に行う場合には、いっどのような理由でも一切できないこととなります。例えば、前に述べたようないろいろの会合に金や酒をだしたり、団体旅行に寄付や差し入れをしたりすることは当然でできませんし、冠婚葬祭の花輪、香典、祝儀あるいは日常生活での近所づきあい、金品をだすことなどは、寄付という考え方にはほど遠いものです。が、これも寄付とみなされてできません。

ただ、親族にする場合とが選挙まじかの一定期間以外であれば、政治団体に寄付をすることは禁止されませんし、政治活動のための講習会や政治教育集会に最少限必要な弁当、茶菓、旅費などを負担することは寄付にならないとされています。

また、現職や立候補者、予定者が役員、構成員となっている会社、その他の法人、団体が選挙区内の政治団体以外の方に寄付をする場合でも、その現職や立候補者、予定者の名前がわかるような方法ではできないことになりました。

一方、寄付をする側だけでなく、私たち有権者も、これ

◆文書図画の 掲示

選挙が私たちの話題となる頃には「〇〇後援会事務所」とかいた立札・看板や「〇〇時局講演会」などのポスターが、街路のあちこちに目につきます。これらは、個人や政治活動のために使用されるはずのものです。がかける場所、時期、方法などをみまうと、立候補予定者の売名のねらいをもったものが非常に多く、今までも、実態のない後援会事務所の看板や、期日が過ぎていたり、全く書かれていない講演会告知のポスターなどは、違法な選挙運動として取締りの対象となっていました。そこで、エスカレートしてきているこれらの文書図

画の掲示に規制が加えられました。

政治活動のために使われる事務所に向う立札、看板で、候補者（現職、立候補予定者を含めて）の名前がわかるようなことを書いたものや、後援団体の名称を書いたものは、統一メートル五〇センチ、横四〇センチ以内の大きさをなければ掲げることができません。また、その枚数も選挙の種類ごとに一定の枚数以内（例えば〇〇選挙では〇枚以内。一事務所二枚まで）で、選挙管理委員会が定める表示をつけることが義務づけられました。もちろん、これらの規制内でも、政治活動のために事務所が使用される場所でない限りはなりません。で、道路沿いや田畑の中にあるものは、違反看板として禁止されます。

この立札・看板と同じように、候補者などの名前がわかるようなことや後援団体名を書いたポスターで、ベニヤやプラスチック板などで裏打ちしたものも、違法な選挙運動となります。

しかし、このような立札、看板、ポスター、その他の文書図画でも政治活動のための演説会、講演会、研修会などの会場で開催中に掲示する場合は、規制の対象とされません。また、確認団体が選挙期間中に政治活動として認められているものも同様です。

なお、規制されない文書図画でも、その内容や掲示の方法によっては、選挙運動あるいは政治活動の制限に関する規定を従来どおりに受けまうので、十分注意が必要となります。

◆新聞、機関紙、選挙運動用ビラ

ポスターのはんらんとともに、紙公害、紙バクダンなどと悪名をはせたのも最近の選挙の特色です。数多くの違法文書のほか、確認団体の発行する適法ビラとともに、新聞、機関紙などがその一役をになつていたことはいなめません。新聞、機関紙などが、選挙の公正を害さない限り、一定の条件のもとで選挙に関する報道や評論を自由に行えることは当然のことです。しかし、この自由の名のもとに、選挙運動まがいに候補者などの名前を売ろうとすることもあり得ることです。

今度の改正では、選挙期日の告示の日から投票日までの間に、選挙に関する報道、評論をのせた一般の新聞や雑誌を配る場合には、すべて有償でしなければならぬこととされました。例えば、労働組合の機関紙の場合も、無償では配布できませんが、その機関紙が組合費で発行経費がまかなわれていれば、組合員に

配することができます。組合相互間でその機関紙を配付する場合には、お互いが他の組合機関紙を購入して自分の組合員に配るなどの方法をとれば、違反となりません。

また、確認団体の届出機関紙では、選挙期日の告示の日から投票日まで期間は、選挙に関する報道、評論を掲載した号外、臨時号、増刊号などを配付できないことになりました。

このような新聞、機関紙などは候補者の政見や主張を知らせる場合もありますが、私たちが候補者の政見、主張を知る機会は、一般には選挙公報とか立会演説会、個人演説会、街頭演説などの方法による場合が多いといえます。今回の改正では、更に、衆議院と参議院の選挙では、候補者個人が選挙運動用ビラを配付することができるようになりました。その方法は、証紙をはって定められた枚数までのビラを、新聞折込みや選挙事務所内、立会演説会場の入口、個人演説会場、街頭演説をしている所で行う場合にだけ配れることになり、ばらまいたり、各戸配付することなどを禁止して、一定の秩序を保つようにされました。

その他

ルールを守り金のかからない選挙を実現するために、次のような改正がされました。
(一) 衆議院、参議院の場合

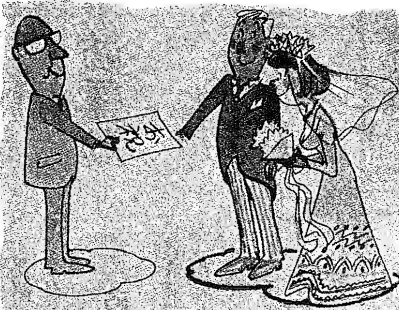
は、一定の条件のもとに次の経費が無料となりました。

- (一) 選挙運動用自動車の使用に関するもの
- (二) ポスター（選挙運動用と個人演説会告知用。ただし、参議院（全国区）は、選挙運動用のみ）
- (三) 確認団体の政策広告
- (四) 選挙運動用ビラ
- (五) 通常葉書の枚数の増加
- (六) 供託金の引上げ
- (七) 選挙運動従事者の実費弁償、報酬の基準額の引上げ
- (八) 選挙運動費用の支出制限の引上げ
- (九) 連座制の強化
- (十) その他

(国民参政 85 周年)
ことは 普通選挙 50 周年 の年。
婦人参政 30 周年

“選挙を通して政治に参加する”ことの意義を
考え日頃からきれいな選挙を心がけましょう。

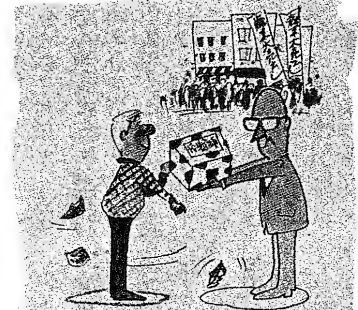
こういうことは法律で禁止されました →



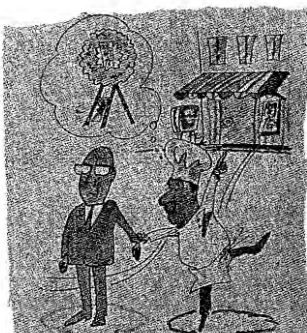
結婚のお祝い金やお祝い品



旅行のお饞別



お中元やお歳暮



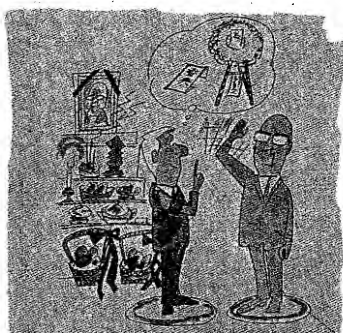
落成式や開店祝いの花輪



団体旅行の寄付や差し入れ



お祭りなどの寄付、お酒など



お葬式の香典、花輪、供花



出産・入学・卒業の
お祝い品やお祝いのお金



集会などの飲食代

幸せを明日につなぐ火の始末!!

二十六日から秋の全国火災予防運動

秋の収穫期が終る頃になり
ますと、空気が乾燥して、火
災の起りやすいときです。

今年も秋季全国火災予防運
動を十一月二十六日から十二
月二日までの間実施されま
す。

この運動は火災予防意識の
高揚普及を重点目標として行
なわれます。つぎのことによ
く注意しましょう。

- 1 家庭における安全
点検の実施
- 2 職場における防火
点検



県と県消防協会が共催で本
標語を広く県民の皆様を知っ
ていただくため、懸賞をおこ
す。

応募要領

なっています。いま、つぎの
要領で募集していますから、
ふるって応募してください。

- 1 応募方法 官製はがきに昭
和五十年秋季全国火災予防運
動統一標語と郵便番号、住所
・氏名・年令・職業を明記し
てお送りください
- 2 おて先 〒980 福島市中町五
の二十一 福島県消防協会火災
予防懸賞係
- 3 しめきり 昭和五十年十二
月五日(当日消印有効)
- 4 賞品 正答者百四十名に新
型消火バケツ

この懸賞は、新しい標語を
作っていただくものではなく
く、すでに新聞や雑誌等に発
表された昭和五十年秋季全国
火災予防運動の統一標語を答
えるものです。

節税と経営の合理化に

青色申告を始めましょう

青色申告をすると、青色申
告控除や青色専従者給与のほ
か数多くの特典があり税金は
少なくなります。

例えば、「みなし法人課税」
を選択していないお店で、事
業専従者が妻と長男、扶養親
族は子供二人の平均的な場
合、昭和五十年分の所得金額

が青色申告の特典控除前で三
百万円、事業専従者給与百十
二万円、年末の売掛金五十万
円、年末のたな卸資産百二十
万円として計算しますと、青
色申告をしている人は、して
いない人より所得税が六万円
も少なくなります。

また、所得税だけでなく、
住民税や事業税も少なくな
り、これらの地方税と合わせ
ると、青色申告をしていない
方の税金は約三十万円、し
ている方の税金は約十五万円
となり約半分で済みます。

青色申告をすると、このよ
うに節税できるうえ、帳簿を
つけることによって経営の合
理化にも役立ちます。難しい
といわれてきた帳簿の記帳も
簡単になり、現金出納帳を中
心とした簡易帳簿(前々年分
の不動産所得と事業所得の合
計額が、事業専従者給与控除

前年の所得で三百万円以下の方
は現金出納簿だけ。)をつけ
るだけでよいことになってい
ます。

青色申告を始める手続
は、税務署に用意してある
「青色申告承認申請書」を提
出するだけです。

帳簿のつけ方や決算の仕方
等についておわかりにならな
いときは、税務署や青色申告
会、商工会議所、商工会等で
いつでも相談に応じています
からご利用下さい。

創業一〇〇年記念事業

「豊かなくらしと住みよい 社会をつくる郵便貯金」

郵便貯金は、国家の事業と
して明治八年に創業され本年
でちょうど一〇〇年を迎えま
す。この一世紀にわたり国民
の皆様の経済生活に結びつい
て広く利用され、経済生活の
安定と福祉の増進に寄与し、
皆様とともに堅実な歩みを続
け、その貯金高は二十一兆円
に達しております。

この郵便貯金として預けら
れたお金は、国の財政投融资
の約四十四%を占める主要な
原資として、各方面に融資さ
れ、皆さんのくらしに関係の
深い住宅、学校、病院の建
設、公害の防止、道路、鉄道
等の建設、中小企業・農林漁
業の近代化など社会全体の福
祉の増進に役立っております。

そこで郵政省では各省庁及
び地方自治関係の協力をいた
だき「豊かなくらしと住みよ
い社会をつくる郵便貯金月
間」とし、このように郵便貯
金が生活環境の改善に役立っ
ていることを広く国民の皆さ
んに、ご理解をいただき、今
後の御協力をお願いいたしま
す。

(川辺郵便局)



特例納付によって失われた

老齡年金の受給権をとり戻そう

国民年金の保険料は滞納したまま納付の期限から二年を経過しますと、時効消滅して保険料は納付できなくなりまゝす。老齢年金の受給要件は、一定年数以上の保険料を納付することが必要ですので、保険料が時効消滅することは、年金受給権を放棄したともい

①②③に該当する人です。
①二十歳～五十九歳までの日本国民
②日本国内に住所のある人
③次のア～エのどれにも該当しない人
ア厚生年金や共済組合などの被用者年金の加入者とその奥さん

イ年金や恩給などを受けることが出来る人とその奥さん
ウ議員さんとその奥さん
エ昼間部の学生

現在強制加入でない方でも、過去に強制加入であった方で、その期間に滞納があれば特例納付ができますので申し出下さい。

泉中に十萬円寄附

分九百円を納め老齡年金の受給権を確保するという特例措置が設けられました。この特例納付の納付期限は、本年十二月三十一日までです。納付できる当然加入の方とは次の
大宇岩法寺宇蔵岡の小山田梅子（六十三才）さんは、このほど、夫、正重さんの二十五回忌に際し、泉中学校を訪れ、教材費に使ってくださいと、十万円を寄附され、関係者から感謝されています。
故正重さんは、元泉中学校教諭として在職中に亡くなられた先生で、慈愛に満ちた教育は、生徒から大変親われていました。

建設工事発注

本年度土木工事計画の四地区建設工事を九月十九日入札

を行い、左記の通り業者が決り着工しましたので、工事期間中工事の進捗にご協力ください。

施 工 價 所	工 事 名	請 負 金 額	請 負 者
蒜 生 栗 木 内 一 号 線	農 道 整 備	一、三〇〇、〇〇〇円	岩 谷 建 設
吉 荒 田 〓 古 金 塚 線	農 道 舗 装	一〇、五八〇、〇〇〇円	有 限 会 社 尾 形 建 設
南 須 釜 越 田 線	農 道 整 備	九、九六〇、〇〇〇円	鈴 木 建 設
小 高 須 釜 線	林 道 改 築	六、三四五、〇〇〇円	熊 田 建 設

農家のみなさん、すでにご存知のように、昭和四十七年七月一日付で屠畜場法施行規則および食品衛生法施行規則の一部が、厚生省令で改正になりました。この中で豚のトキソプラズマ症が、屠場で特に厳しく検査を受けるようになりました。

屠畜場法が、厚生省令である事からも、おわかりと思いますが、この法律は、私達が飼育している豚をトキソプラズマ症から守り、国内で豚のトキソプラズマを血清反応で調査すると感染率は一〇／一五〇％に達する所もあり、大きな問題になりつゝあります。

ではどのようにして病気が発生するかというと、その原因は原虫の内、トキソプラズマによって起る急性あるいは慢件の人畜共通伝染で、豚をはじめ犬、猫、鳥類その他動物に感染します。感染経路は自然界では余り、明らかではない。

豚の感染で実証されているのは、鼻汁、口腔部が汚れている。眼結膜の充血、目やにも見られる。糞便は時には下痢する。

仔豚の死亡率はかなり高い。急性のものは四～五日で死亡する。中に軽快したり重篤になったりして、おゝむね二週間位、症状が弛張する。死亡のがれた者は栄養不良が多い。

このように慢性期に移行してくると、激しい呼吸困難はなく、主として脳や眼が侵される為、斜頸、てんかん、失

モトメ農事
豚の
トキソプラズマ病とは

養豚家の損失を防ぐという法律ではなく、国民の蛋白質として重要な豚肉が食品として適した品質でなければならぬという観点から施行される法律であります。

事は子宮内あるいは膣感染、乳汁による感染、吸血昆虫の媒介も考えられるが確証はない。病気の徴候は急性型は主として離乳前後の子豚に発生し、六ヶ月以上の成熟豚では発病が少ない。

明の症状がでて来ます。最後に予防法ですがワクチンはまだ完全に開発されていない。治療については抗生物質は無効でサルファ剤がよいとされている。

従がつて農家の皆さん個々

豚のトキソプラズマ原虫が、人間に感染した場合に、人間にもかなり恐ろしい病気を起こす事が知られています。

又屠体検査で、トキソプラズマ症だと診断された出荷豚は、主として焼却処分されてしまいます。

本病の特徴は四十一度内外の発熱がみられ、食欲減退し、元気がなくなり全身がふるえ、三〜四日後、呼吸促進がし発咳する。この呼吸困難が特徴的である。

豚は横臥、また耳殻、耳根部、下肢に紫赤色のチアノーゼを認め、豚コレラ症状に似る。

尚病気の症状が出たら早めに獣医師に連絡して診断を受ける事も大切です。

(石川農業改良普及所)

浄化そうの設置は届出を

し尿浄化そうは、文化的生活を維持するために、し尿を最も衛生的に処理できる設備です。最近住宅を新築する場合は殆んど浄化そうが設置され、その数も毎年増えている現状です。

願います。

なお、いままです設置されてある浄化そうについても、こ

の届出がされているかどうか再調査し、もし届出がされていない場合は、早急にこの手続きをとり、保健所係員の指導を受けられるようお願いいたします。

浄化そうについて詳しく知りたいときは、保健所係員にお問い合せください。

自動車保険請求の相談所を開設

し尿浄化そうを設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(通称「廃棄物処理法」)により、その工事に着手する前に保健所に届出をし、設置場所、設置する浄化そうの規模の調査を受け、保健所より設置しても支障ない旨の届出済の通知があつて、はじめて工事に着手できることになっています。

近年、自動車事故の発生はおびただしい数にのぼり大きい社会問題となっています。このたび社団法人日本損害保険協会では、「自動車保険請求相談センター」を開設して、強制、任意を問わず、自動車保険の請求相談に応じています。

また、センター委嘱の弁護士が、毎週木曜日に複雑な法律上のご相談にもお答えすることになっています。

相談料は一切無料ですのでご遠慮なくご利用ください。

▽開設場所 福島市大町七一

二五 七十七ビル五階自動車保険料率算定会福島調査事務所内

福島自動車保険請求相談センター(電話福島(〇二四五)一三三―三四七)

▽相談時間

平日 九時三十分

子供たちにと寄附

玉川村大字中後作田三十四番地の五に住む小林タツヨさん(五十八才)は、日頃買

物などのつり銭を一年以上も蓄えた、一円、五円など四千五百七十五円を、こどもたちに喜んでもらえればと、九月

二十七日に行なわれた泉保育所の運動会に際し寄附しました。

保育所では思わぬ贈りものに、早速自由帳を講入して全幼児に配付しました。

小林さんは、数年前にも助け合い共同募金に多額のこのようなお金を寄せられている殊勝な方でありました。

十月一日から料理飲食等消費税の免税点が引上げになりました。

すし屋、やきとり屋、スナック、食堂、ドライブイン、レストランなどで飲食したときの料金が、一人あたり千七百円までは、税金がかからなくなりました。

また、ホテル、旅館、モーテルなどの場合には一人あたり日帰りなら千七百円まで、お泊りの場合ですと宿泊料金が三千四百円までは、税金がかからなくなりました。

ただし、芸者さん、ホステスさんなどの接待があれば、どんな店でも料金に関係なく税金がかかります。なお、料理店、バー、キャバレーなどの場合には、いままですどうり料金のすべてに十パーセントの税金がかかります。(郡山県税事務所)

お誕生おめでとう

ごさいます

(十月分の出生届書から)

部 落	川 辺	小 高	岩 崎	吉 崎
出生児氏名	白 旗 功 博	須 藤 孝 子	大 竹 孝 裕	石 井 春 美
世帯主名	世帯主 喜 重	世帯主 忠 治	世帯主 喜 重	世帯主 清 衛
続 柄	孫 男	孫 男	孫 男	孫 男

ご逝去お悔み申し上げます

(十月分の死亡届書から)

部 落	岩 崎	北 須	山 小 屋
死亡者氏名	大 竹 完 治	小 林 平 作	渡 辺 ハシメ
年 令	(27)	(78)	(87)
世帯主名	世帯主 豊 司	世帯主 金 作	世帯主 常 次郎
続 柄	続 柄 長 男	続 柄 父 母	続 柄 孫 男



酒酔い運転事故のもと「おじさんたちこれ見て」